

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
23/01/25	水	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
23/01/26	木	15:10	当初予算市長査定	本庁舎 403会議室
23/01/27	金	9:00	盛岡中央消防署訪問	盛岡中央消防署
		14:00	租税教育セミナー(盛岡地区租税教育推進協議会)	都南分庁舎 大会議室
23/01/28	土			
23/01/29	日			
23/01/30	月			
23/01/31	火	11:00	第3回調整会議	ホテル大観
23/02/01	水	9:00	第3回調整会議	ホテル大観
23/02/02	木	9:00	第3回調整会議	ホテル大観
23/02/03	金	10:30	岩手育英会第5回理事会	中央公民館 第2講義室
		14:00	岩手育英会第3回評議員会	中央公民館 第2講義室
23/02/04	土	9:30	第36回「地域と中学生の対話集会」	上田公民館
		12:40	令和4年度盛岡市教育振興運動実践発表大会	姫神ホール
23/02/05	日			
23/02/06	月	13:30	R4岩手県教員等育成協議会	サンセール盛岡
23/02/07	火	10:00	盛岡市学校給食センター内覧会	盛岡市学校給食センター
		13:30	岩手県学校教育ICT推進協議会(令和4年度第3回)	サンセール盛岡
		15:15	県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換③	サンセール盛岡
23/02/08	水	13:30	第4回盛岡地区新設高等学校統合検討委員会	不来方高校
23/02/09	木	13:00	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
23/02/10	金	10:00	第46回岩手県消防職員意見発表会	ホテルニューカリーナ
		14:00	第2回盛岡市文化財保護審議会	もりおか歴史文化館
23/02/11	土			
23/02/12	日			
23/02/13	月	10:00	【協議会】第34回岩手県東日本大震災津波復興委員会	サンセール盛岡 3階大ホール
		13:00	第4回調整会議	ホテル大観
23/02/14	火	9:00	第4回調整会議	ホテル大観
23/02/15	水	9:00	第4回調整会議	ホテル大観
		15:00	県社研会長来訪	都南分庁舎 教育長室
23/02/16	木	10:30	第5回調整会議	盛岡地区合同庁舎8階
23/02/17	金	14:00	第5回市内校長・園長会議	都南分庁舎 4階大会議室
		15:20	函館友好交流協議	教育長室
		15:45	令和4年度第2回実習連携協力校校長と岩手大学教職大学院との意見交換会	都南分庁舎 4階 大会議室
23/02/18	土	13:00	啄木生誕祭第19回啄木かるた大会	姫神ホール
23/02/19	日			
23/02/20	月	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室

(2) 学校における食物アレルギー対応方針の策定について

1 趣旨

「学校給食調理場における食物アレルギー対応の基本方針（平成30年1月盛岡市教育委員会）」を改め、学校生活全般における対応へ拡充するため、「学校における食物アレルギー対応方針」を策定、その内容について説明するものである。

2 概要

学校生活における食物アレルギー対応は、学校給食のほか、「食物・食材を扱う授業・活動」「運動（体育・部活動等）」「宿泊を伴う活動等」において適切に実施するとともに、リスク管理や緊急対応への備えが必要である。

そこで、当市の「学校給食調理場における食物アレルギー対応の基本方針」を改め、新たに児童生徒の学校生活全般に対応できるよう、「学校における食物アレルギー対応方針」を策定し、各学校が家庭との相互理解を深めるとともに、関係機関との一層の連携と協力を図りながら、児童生徒の学校生活の充実のために組織的に取り組んでいくもの。

3 対応方針の内容

文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基本に、岩手県の「学校におけるアレルギー疾患対応指針」（平成30年2月）を参考として、学校における対応内容やその手順を示した。

4 対応方針の要旨（学校での留意点）

(1) 食物アレルギー対応委員会等の設置と役割・教職員等の役割

ア 食物アレルギーを有する児童生徒の有無にかかわらず、食物アレルギー対応委員会等を設置し、様々な調整や協議、決定、共有、管理を行うとともに、校内外における体制整備に組織的に取り組むこと。

イ 教職員の役割について本対応方針を基本に校内で調整し、全教職員が当事者として食物アレルギー対応の実施手順や緊急時対応等を理解すること。

(2) 緊急時対応

ア 緊急時は、食物アレルギー緊急時対応マニュアルに沿って対応することを基本とする。

イ 緊急時に備えた事前準備や消防機関への情報提供をすること。

(3) 校内研修

- ア 校内研修は、食物アレルギー対応委員会等で計画し、全教職員を対象に実施すること。
- イ 食物アレルギー対応に必要な内容等と実情に即した緊急時対応について全教職員等で共有すること。

(4) 事故報告

- ア 事故及びヒヤリハット事例は、全教職員等で情報共有し、再発防止に努めること。
- イ すべての事故は、必ず市教育委員会に速やかに報告すること。

5 その他

「学校給食調理場における食物アレルギー対応の基本方針」は、「学校における食物アレルギー対応方針」の策定をもって廃止する。